

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める書類を次のように定める。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十九条の登録又は法第三十条一条第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第一種金融商品取引業（特定投資家を相手方として行うものであって、取り扱う有価証券が法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券、同項第十七号若しくは第十八号に掲げる有価証券若しくは同項第十九号に規定する外国金融商品市場において行う取引であって同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示する証券若しくは証書（同条第一項第二十号に掲げる

有価証券でこれらの有価証券に係る権利を表示するものを含む。)又は金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。ロにおいて「令」という。)第一条第一号に掲げる有価証券であるものに限る。

ㄱ)を行おうとする場合における当該第一種金融商品取引業についての登録申請書若しくは変更登録申請書若しくはこれらに添付すべき書類又は法第三十条第一項の認可を受けようとする者(次のいずれかに該当する者に限る。)が当該第一種金融商品取引業に係る業務のうち法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務を行おうとする場合における当該業務についての認可申請書若しくはこれに添付すべき書類

イ 外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者

ロ イに掲げる者の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号ロにおいて同じ。)、子会社等(同項に規定する子会社等をいう。同号ロにおいて同じ。)又は関連会社等(同条第四項に規定する関連会社等をいう。同号ロにおいて同じ。)

ハ 役員(金融商品取引業等に関する内閣府令第九条第二号イに規定する役員をいう。以下同じ。)又は重要な使用人(同号イに規定する重要な使用人をいう。次号ニにおいて同じ。)のうちイに掲げる者の役員又は使用人であった者のある者

二 法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第二種金融商品取引業（その行う投資運用業（法第二十八条第四項第二号又は第三号に掲げる行為を行う業務に限る。））に關し法第二十八条第二項第一号に掲げる行為を行う業務、法第二十九条の五第二項に規定する業務又は投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百九十六条第二項に規定する業務に限る。）、投資助言・代理業又は投資運用業を行おうとする場合における当該第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業についての登録申請書若しくは変更登録申請書又はこれらに添付すべき書類

イ 外国の法令に準拠し、当該外国において投資助言・代理業又は投資運用業と同種類の業務を行つてい  
る者

ロ イに掲げる者の親会社等、子会社等又は関連会社等

ハ イに掲げる者の役員又は使用人であつた者

ニ 役員又は重要な使用人のうちにハに掲げる者のある者

三 前二号に掲げる書類のほか、当該書類のいずれかについて金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第

一 項の規定の適用を受ける者（その適用を受けて前二号に規定する業務を行う範囲又は同令第二百四十四  
条第一項若しくは第二百四十六条の二十七第一項の届出書について同令第二条第一項の規定の適用を受け  
て適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務を行う範囲に限る。）に係るもの